



全ト協発第245号(環)
令和元年8月23日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



東京都条例に基づくディーゼル車規制等の周知徹底について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、東京都においては、条例で定める基準に適合しないディーゼル車について、運行を禁止する等の規制を行っておりますが、来年夏の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、全国各地から多くの関係車両が都内に流入することが見込まれることから、今般、東京都知事より、別紙のとおり、ディーゼル車規制等について改めて周知徹底するよう依頼がありました。

なお、首都圏においては、別添リーフレットのとおり、東京を含む九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市および相模原市）においてディーゼル車規制が行われております。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下会員事業者に対し、ディーゼル車規制等についての周知を行っていただきますよう、お願い申し上げます。

(添付資料)

- ・東京都7月30日付け文書
「東京都条例に基づくディーゼル車規制等の周知徹底について（依頼）」
- ・九都県市首脳会議リーフレット
「埼玉・千葉・東京・神奈川でディーゼル車規制実施中」

(ディーゼル車規制に関する問い合わせ先)

東京都 環境局 環境改善部 自動車環境課

ディーゼル車規制相談窓口

電話：03-5388-3528 FAX：03-5388-1382

(本文書に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

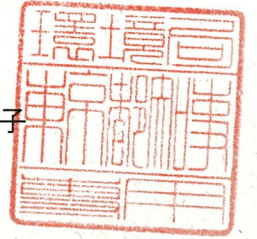
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



31 環改車第 237 号
令和元年 7 月 30 日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己様

東京都知事
小池 百合子



東京都条例に基づくディーゼル車規制等の周知徹底について（依頼）

平素より東京都の環境行政にご理解ご協力賜り御礼申し上げます。

さて、東京都は平成 15 年 10 月から都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「条例」という。）に基づき、粒子状物質排出基準に適合しないディーゼル車の都内走行を禁止等、各種の規制を実施しています。ディーゼル車規制については、これまで条例の周知や取締りを実施してきましたが、現在に至っても条例の排出基準に適合しない車両の都内走行が確認されています。

来年夏の東京オリンピック・パラリンピック開催に伴い、関連の様々な物資等輸送が拡大し全国各地から非常に多くの車両が都内に流入することが見込まれます。このため改めて東京都の自動車に関する規制について御協会から各都道府県トラック協会及び会員に対して周知のご協力をお願い申し上げます。

〈都における自動車に関する主な規則〉

- 他の地域で走行可能な車両（自動車 NOx・PM 法に適合した車両等）でも、都条例の排出基準に満たない車両は「都内走行禁止」です。違反した場合には運行禁止命令の対象となる場合もあります。

まず、チラシ裏面の「車検証であなたの車をチェック！」により規制適否をご確認いただき、適合していない場合には指定の粒子状物質低減装置を装着するか適合車両を使用する必要があります。

- 自動車等を駐車したときはエンジンを停止すること（アイドリング・ストップ）が義務付けられています。東京オリンピック・パラリンピック開催中は酷暑が予想されますが、停車中は運転者の健康を確保するために、休憩場所の確保など特段の配慮をお願い申し上げます。

東京都では ディーゼル車規制を実施しています！！

■規制の内容は？

東京都環境確保条例（略称）で定める粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル車（乗用車を除く。）は、**東京都内での走行**が禁止されています（島しょ地域を除く。）。

■どういう車が規制対象なの？

ナンバープレートの分類番号

『都内を走行する以下のディーゼル車』です。（登録地は問いません。）

東京 **100**
あ〇〇-〇〇

ナンバープレートの分類番号	規制対象車種（用途）	例示（形状）	備考
100 400 600 など	貨物自動車	トラック （キャブオーバー・トラクターなど） バン	◎自家用、事業用の種別を問いません。 ◎小型、普通自動車の種別を問いません。
200 （一部500、700）など	乗合自動車 （乗車定員11人以上）	バス マイクロバス	◎乗用車タイプをベースにしたものは規制の対象外
800 など	特種用途自動車	冷蔵冷凍車 コンクリート・ミキサー車など	◎乗用車タイプをベースにしたものは規制の対象外

※乗用車は、規制対象外。新しい型式（新短期規制以降）のディーゼル車は適合しています。都内走行が可能です。

詳しくは、裏面でチェックしましょう！

■規制対象となる車はどうすればいいの？

- （1）低公害車（EV、ハイブリッド車、CNG車）、ガソリン車や東京都環境確保条例の規制に適合しているディーゼル車などに買い替えてください。
- （2）あるいは、九都県市が指定した粒子状物質減少装置（酸化触媒等）を装着する必要があります。



- ・装置を装着した場合は、速やかに登録はがき（装置装着データ）を東京都まで送付してください。
- ・指定装置の装着証明書は、必ず車両に備え付けてください。
- ・指定装置を装着した車両には、九都県市指定粒子状物質減少装置ステッカーを貼ってください。



都は監視カメラで都内走行を確認しています。

◇ 東京都環境確保条例に違反した場合は、運行禁止命令や公表などの行政処分の対象となります。

車検証であなたの車をチェック!

ディーゼル車ですか? **NO** → ① ○ (対象外)

YES ↓

1、2、4、6、8ナンバー車ですか? **NO** → ② ○ (対象外)

YES ↓ ※ 8ナンバー車で、乗用車タイプをベースにしたものは、**NO**
 ※ 5、7ナンバー車で、乗合自動車(バス、マイクロバス)は、**YES**

型式は何ですか? 自動車検査証(車検証)の「型式」欄の識別記号を確認してください(「例 KC-12345」の「KC」部分)。

★K、N、P、S、U、W、KA、KB、KC → ③ × (規制対象)

★KE、KF、KG、KJ、KK、KL、HA、HB、HC、HE、HF、HM → ④ × or ○ (要確認)

★KR、KS、HY、HZ、PA、PB、PJ、PK等の新短期規制の型式 } → ⑤ ○ (適合)

★ADG、BDG、2PG、2KGなどの新長期規制以降の型式(数字・アルファベットの混合3桁) }

判定	① ② ⑤	→ ○	⇒ 走行できます
	③ 規制対象です	→ ×	⇒ 走行できません
	④ 確認が必要です	→ × or ○	
	④については、車両によっては規制に適合している車両があります。メーカー(ディーラー)又は下記の「問合せ先」にお尋ねください。		

※規制の対象であっても**九都県市の指定した粒子状物質減少装置**を装着すれば都内走行は可能です。

◆輸入車、改造車、型式欄に識別番号がない場合などは、「問合せ先」にお尋ねください。
 ◆車検証の備考欄に記載の「NOx・PM適合」の有無は、都条例の適否を示すものではありません。

【問合せ先】 東京都環境局環境改善部自動車環境課

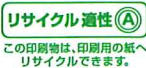
○ ディーゼル車規制相談窓口 TEL 03-5388-3528 FAX 03-5388-1382
 e-mail S0000628@section.metro.tokyo.jp

○ 黒煙ストップ110番 TEL 03-5388-3590

○ 東京都環境局ホームページ(自動車環境)
<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/index.html>

【受付時間】
 祝日等都庁閉庁日を除く
 月曜日から金曜日まで
 9:00 ~ 17:00

◎ディーゼル車規制は、東京都のほか、埼玉県、千葉県及び神奈川県などでも実施しています。



エコドライブ10のすすめ

エエふうけいに、
あいたいね。

晴れ渡った空、豊かな緑、そんな爽やかなよい風景は、空気がきれいでこそ見られるもの。エコドライブ10のすすめを実践する事は大気環境改善と地球温暖化防止につながります。エコドライブ10のすすめの頭文字をつなげると「エエふうけいにあいたいね。」青空を思いながら、実践してみませんか？

- | | | | |
|-----------|--|-----------|--|
| エ | エンジブレーキを使いましょう。
停止位置を予測して、早目のアクセルオフ | に | 荷物は必要なモノだけを。
不要な荷物は積まないようにしましょう |
| エ | エアコンの使用は控えめに。
エアコンの温度設定はこまめに調節 | あ | アイドリング・ストップ。
無用なアイドリングをやめましょう |
| ふ | ふんわりアクセルスタート。
発進は一呼吸おいて徐々にアクセル | い | 違法駐車はやめましょう。
渋滞を招くので、違法駐車はやめましょう |
| う | 運転は加減速を少なく。
車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転をしましょう。 | たい | タイヤの空気圧チェック。
タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう |
| けい | 計画的なドライブを。
出かける前に渋滞等の情報をチェックしましょう | ね | 燃費を把握しよう。
燃費を把握することを習慣にしましょう。 |

リーフレットに関するお問い合わせ

埼玉県	環境部大気環境課 048-830-3064 ◆ホームページ◆ http://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/diesel.html
千葉県	環境生活部大気保全課 043-223-3810 ◆ホームページ◆ http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/jidousha/kisei/01unkoukisei.html
東京都	環境局環境改善部自動車環境課 03-5388-3510 ◆ホームページ◆ http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/air_pollution/diesel/index.html
神奈川県	環境農政局環境部大気水質課 045-210-4180 ◆ホームページ◆ http://www.pref.kanagawa.jp/div/0515/
横浜市	環境創造局環境保全部大気・音環境課 045-671-3843 ◆ホームページ◆ http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/mamoru/koutsukankyo/kisei/
川崎市	環境局環境対策部大気環境課 044-200-2531 ◆ホームページ◆ http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-8-9-0-0-0-0-0-0.html
千葉市	環境局環境保全部環境規制課 043-245-5190 ◆ホームページ◆ http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/zidousya.html
さいたま市	環境局環境共生部環境対策課 048-829-1330 ◆ホームページ◆ http://www.city.saitama.jp/001/009/005/p048026.html
相模原市	環境経済局環境共生部環境保全課 042-769-8241 ◆ホームページ◆ http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankyo/018110.html

九都県市あおぞらネットワーク <http://www.9taiki.jp/>

九都県市で共同して実施しているPM 減少装置や低公害車の指定制度などを紹介しています。

- ◆「自動車NOx・PM法」の規制については…
環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html>
最寄の運輸支局、自動車検査登録事務所にお問い合わせください。

平成28年7月発行

九都県市首脳会議環境問題対策委員会大気保全専門部会

九都県市から

ご協力をお願いします

埼玉・千葉・東京・神奈川で ディーゼル車規制実施中

平成15年10月からディーゼル車規制を実施した結果、九都県市の大気環境は大幅に改善しました。しかし、二酸化窒素(NO₂)や浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準を、継続的・安定的に達成しているとは言えない状況です。大気環境のさらなる改善のために、環境により良い自動車の利用をお願いします。

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の記事により、平成15年10月1日から、この全域において、ディーゼル車の排出ガス規制が実施されています。埼玉県と東京都は、平成18年4月1日から二段階目の規制を実施しています。



九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)では、規制への対応に必要な粒子状物質(PM)減少装置の共同指定や広報活動など、連携して取り組んでいます。

九都県市首脳会議

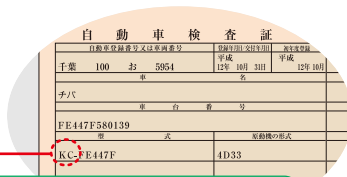
● 条例の主な内容 ●

基準を満たさないディーゼル車は、
平成15年10月1日から1都3県の地域で運行が禁止されています。
 (初度登録から7年間の猶予期間があります。)

1都3県の条例	
対象地域	各都県の全域 ※東京都は島しょ地域を除く全域
対象車種	軽油を燃料とするトラック、バス及びこれらをベースに改造した特種用途自動車
猶予期間	初度登録から7年間
罰則等	50万円以下の罰金

● 条例のPM排出基準を満たさないディーゼル車(乗用車を除く) ●

自動車検査証の「型式欄」に
 次の記号がある車両



平成15年10月1日施行の基準
 (1都3県の各条例とも同じ基準)

- ① K-、N-、P-、S-、U-、W-
記号がない昭和54年ごろまでに製造された車両
- ② KA-、KB-、KC-

平成18年4月1日から施行されている
 二段階目の基準(埼玉県・東京都の2条例でのみ規定)

- ③ KE-、KF-、KG-、KJ-、KK-、KL-、
HA-、HB-、HC-、HE-、HF-、HM-
上記の型式であっても、規制に適合して
いる車両もあります

違反車両

違反車両の運行に対して、運行禁止命令を出します。
 運行禁止命令に従わない場合は、罰則(罰金)の適用があります。

ご注意!

- PM減少装置を装着して条例の規制に対応しても、「自動車NOx・PM法」の規制を受け、法に基づく期限までしか使用できない場合があります。
 (平成14年8月1日以降の車検の際に車検証の備考欄に使用可能最終日などが記されます。)
- ディーゼル乗用車は、条例の規制対象外ですが、自動車NOx・PM法の対象になります。
- 各条例の詳細については、各都県にお問い合わせください。
 ※貨物の運送等を委託する荷主も、条例を遵守する自動車を使用するようにする義務があります。
 この義務に違反した場合には、催告や氏名公表をする場合があります。

● 規制への対応 ●

● より低公害な車への買い替え

天然ガス車、LPG車、ハイブリッド車、ガソリン車、最新規制のディーゼル車等

● PM減少装置の装着

九都県市では、条例のPM排出基準に適合させるために必要なPM減少装置を共同して指定しています。

PM減少装置の装着証明書は、運行の際は必ず携帯してください。

九都県市指定PM減少装置ステッカー



装着車両の側面等に表示します。

九都県市指定PM減少装置

● 指定装置には、「DPF」と「酸化触媒」があります。

- DPF** ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれるPMを、フィルターにより捕集し、燃焼等で除去する装置
- 酸化触媒** ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれるPMを、白金等の触媒作用(酸化作用)で除去する装置

● 指定装置は、ホームページ (<http://www.9taiki.jp/>) で公開している「指定装置の一覧」で確認できます。

「型式」欄に ①P-、U- などの記号がある車両は、DPFで対応可能
 「型式」欄に ②KC- などの記号がある車両は、主に酸化触媒で対応可能
 「型式」欄に ③KK-、KL- などの記号がある車両は、平成18年4月1日から埼玉県及び東京都で施行されている二段階目の基準に酸化触媒で対応可能